

産業廃棄物税と産業廃棄物減量化

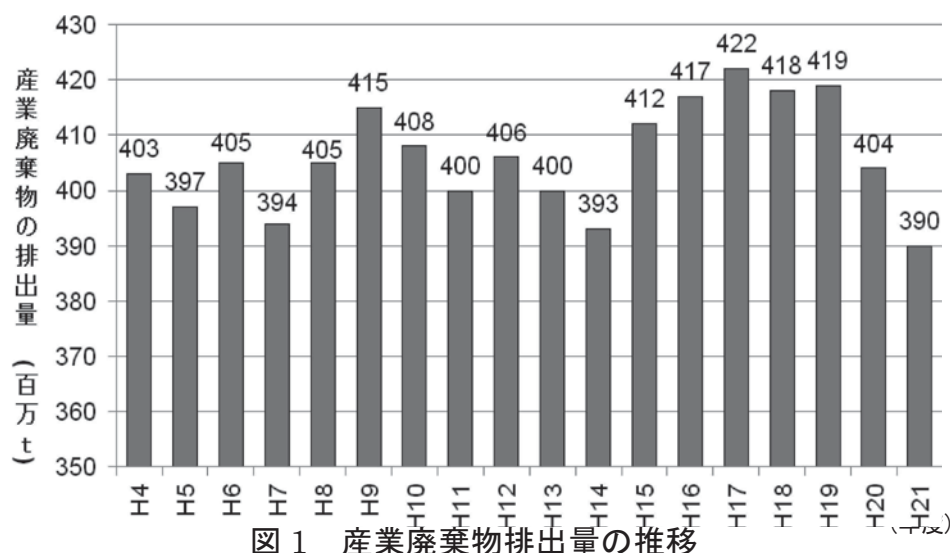
前田ゼミ（研究演習Ⅰ） 嶋崎祐 杉浦有紀 鈴木郁美
羽座史織 堀内佳奈恵

第1章 はじめに

近年、消費者のエコ志向の高まりとともに、エコカー減税など環境と税金をからめたものが多くみられる。これを機に消費者だけでなく生産者も生産活動における環境への負荷について考えるべきである。生産者は生産活動時に産業廃棄物(以下「産廃」とする)を排出する。産廃はごみ排出の大半を占めている。これらのことから、私たちは産廃に着目した。産廃の現状として排出量をみていく。

図1のグラフは、産廃の排出量の推移をあらわしたものである。平成14年度から平成19年度くらいまで増加傾向にあったが、近年は経済状況の悪化などにより減少傾向に転じている。しかし、産廃の排出量は一般廃棄物の排出量の約8倍にもものぼる。産廃はごみ排出の大半を占めている

以上のことから、ずさんな処理や不法投棄は環境へ負荷をかけるだけではなく、経済活動にも影響を及ぼす可能性がある。そのためにも、産廃の排出抑制や再生利用に対するインセンティブを持たせる必要がある。現在の産業廃棄物税(以下「産廃税」とする)について、産廃にどのような影響があるかを調べ、産廃税のあり方を提案することをこの研究の最終目的としている。



環境省「平成23年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成21年度実績」より作成

第2章 産業廃棄物税の概要

第1節 産業廃棄物税とは

産廃税とは、2000年に施行された地方分権一括法を契機に導入された法定外目的税の一つである。法定外目的税とは、地方税法に規定のない自治体が税率や課税客体を設定でき、用途が決められている税金である。産廃税は産廃を排出する事業者、または、産廃を中間処理する事業者に対して課税する。多くの導入自治体では、産廃の最終処分量1トンあたり1000円が課されている。家庭から出る一般廃棄物とは違い、産廃とは、燃え殻、汚泥、廃油などを指す。

産廃税の主な目的としては、産廃の排生抑制や再生利用促進が挙げられる。また、自治体が環境保全のための財源を確保する目的もある。税収の用途は、最終処分場の新設、産業廃棄物減量化支援、啓発広報などがある。

第2節 産業廃棄物処理の流れ

図2は産廃の処理フローである。簡単に産廃の処理の流れを説明していく。業者にそのまま売却できるものを有償化物といい、それを差し引いたものが排出量である。排出量を100%としたとき、76%が中間処理され、直接最終処分されるものも再生利用されるものもある。中間処理で行われる減量化は、焼却や脱水によって行われる。これが最終的に埋め立てられる。

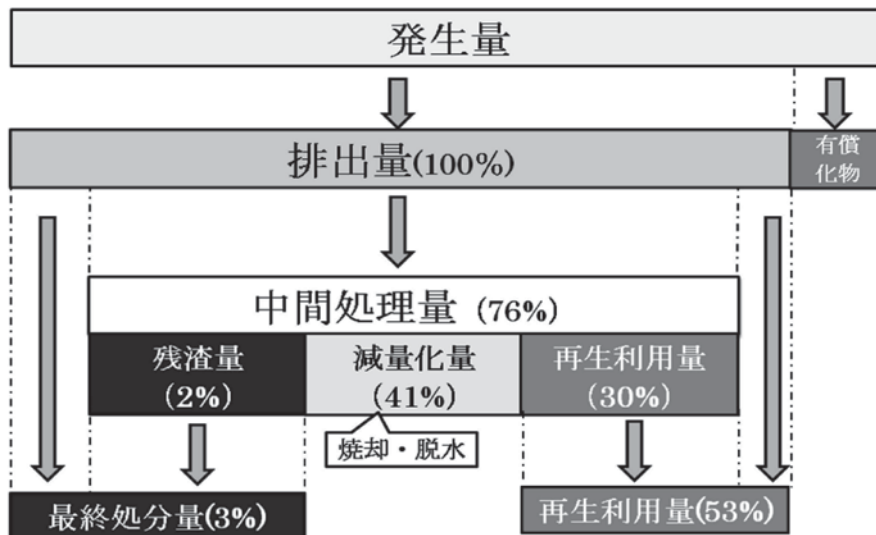


図2 産業廃棄物処理フロー

金子林太郎「産業廃棄物税の制度設計」(2009年)より作成

数値は環境省の「産廃排出処理状況平成 21 年度実績」より引用

第 3 節 産業廃棄物税の実施状況

産業廃棄物は都道府県間を越えて広域移動する。図 3 は、県別の搬入出超過を表したものである。色の濃い地域は搬入超過、色の薄い搬出超過となっている。主に、北海道、東北、九州では搬入超過、関東では搬出超過であることが分かる。

続いて、図 4 で産廃税の実施状況を見ていく。色が濃いほど、早期に導入した地域となっている。日本で初めて産廃税が導入されたのは、平成 14 年度で、それに続き、平成 19 年度まで、毎年いくつかの地域が導入している。図 3 と見比べると、搬入超過地域での導入が多い傾向にあることが分かる。

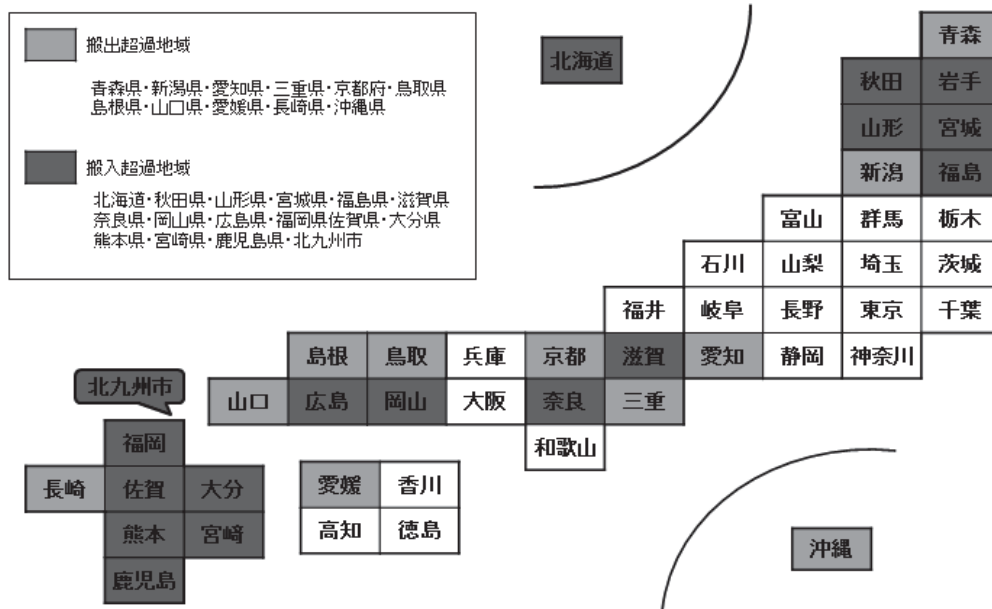


図 3 搬入出超過別 産廃税実施地域図

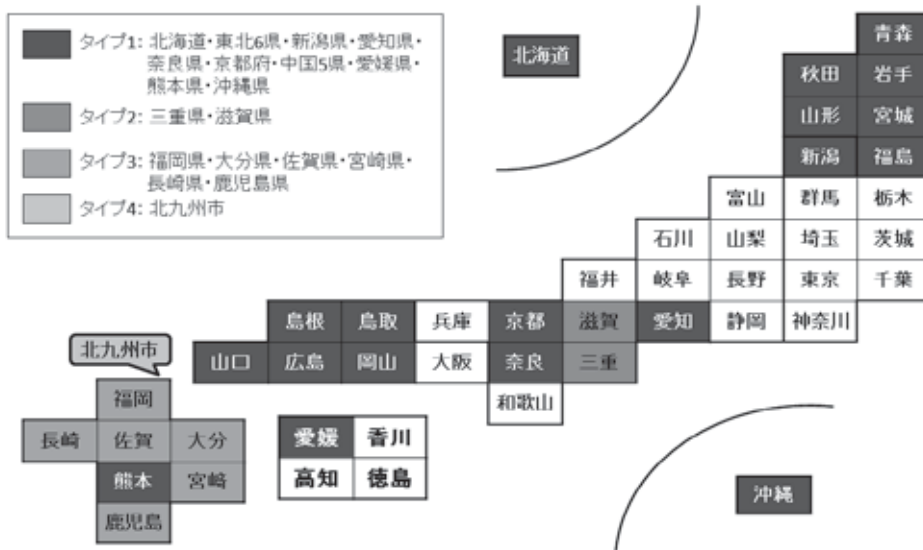


図4) タイプ別 産廃税実施地域図

第3章 課税タイプ

第1節 課税タイプについて

産廃税は課税タイプが導入自治体により異なる。課税タイプにより排出抑制インセンティブの働き方や財源の調達などに影響がでる。そこでこの章では3つの課税タイプについて述べていく。産業廃棄物税の課税タイプは4つのタイプに大別される。現在の産業廃棄物税のタイプ別導入状況については図5, 6, 7で示している。今回は都道府県レベルの分析のため北九州市のみが採用しているタイプは省略する。

表中において、地域内、他県の排出事業者をそれぞれA, A'とし、同様に中間処理業者をB, B'、最終処分業者をC, C'とする。また考えられる産廃の処理フローを矢印で表した。矢印のうち、課税対象となるものは実線、非課税であるものは破線で表している。

タイプ1は埋立着目型搬入課税と言われ、最も多くの自治体が導入している。産廃が最終処分場Cへ搬入される際に課税される。最終処分業者Cが税を納付することになる。

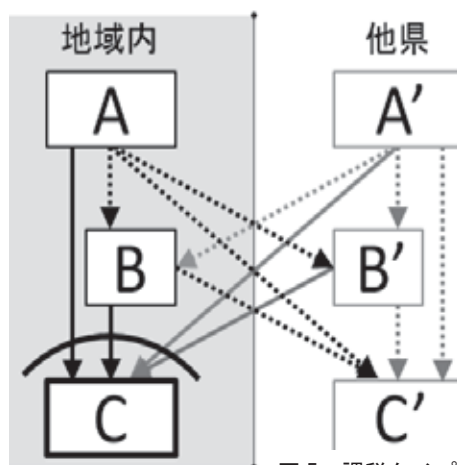


図5 課税タイプ1

タイプ 2 は、排出着目型搬入課税と言われる。タイプ 1 と違う点は、最終処分業者だけでなく、中間処理業者への搬入に対しても課税が行われる点である。タイプ 1 と同様、最終処分業者 C への搬入には課税が行われる。中間処理については、中間処理業者 B への搬入について課税される。そのため、中間処理場 B から最終処分場 C への搬入については、非課税となる。排出事業者 A が税を納付することになる。

タイプ 3 はタイプ 1 とタイプ 2 を合わせたようなかたちである。このためハイブリッド型とも呼ばれている。タイプ 3 では、中間処理のうちの焼却処理について、環境負荷が大きいことから課税を行う。排出事業者 A、A' からの搬入だけでなく、中間処理業者 B、B' からの焼却処理施設 D への搬入に対して課税される。また他のタイプと同様に最終処分場 C への搬入に対しても課税される。ただし、焼却後の残渣の最終処分業者 C への搬入についても一律 1,000 円/t が課税されるため、焼却処分 D への搬入時の課税は 800 円/t に設定している。

この 800 円/t は、処理負荷に応じた税率となっている。例えば、産廃 1t を焼却処理施設に搬入すると、焼却処理により、2 割が燃え殻などの残渣として残る。この残渣がさらに最終処分場に搬入され、1000 円/t の税金が課されるため、排出事業者 A、A' と焼却処理業者 D に税負担を分担させる仕組みになっている。タイプ 3 の場合、最終処分業者 C と焼却処理業者 D が税を納付する。

第 2 節 各課税タイプの比較

このように産廃税のタイプは地域ごとに異なっており、各タイプはそれぞれ排出抑制インセンティブや公正性などについて長所短所を併せ持っている。

まず、多くの自治体が産廃税導入目的に挙げている、排出抑制インセンティブについて述べていく。タイプ 1 では排出事業者や中間処理業者に処分抑制のインセンティブは働く。ただし最終処分業者が納税義務者となっているため、税の転嫁(詳しくは第 0 章で述べる)

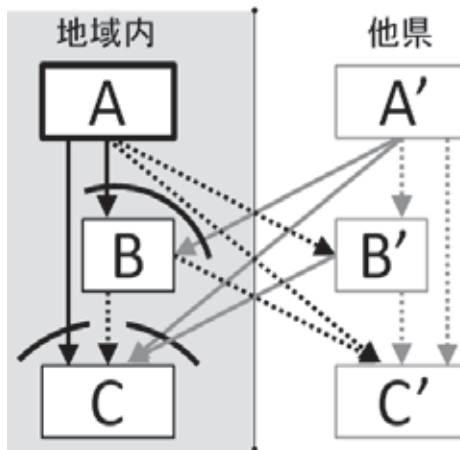


図 6 課税タイプ 2

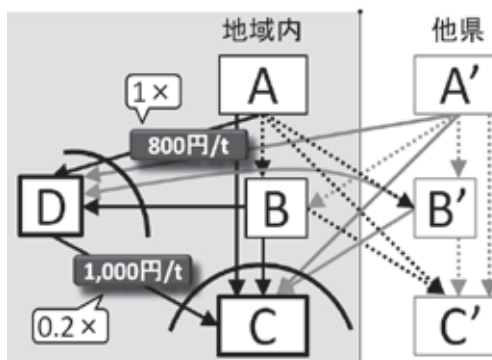


図 7 課税タイプ 3

が適切に行われないと中間処理抑制及び排出抑制インセンティブにはつながりにくい。一方、タイプ 2 では排出事業者が納税義務者となるため、直接、排出抑制やリサイクル促進のインセンティブが働く。またタイプ 3 では最終処分だけでなく、焼却処理の抑制インセンティブも働く。このようにタイプ 2 で最も抑制へのインセンティブが働くと考えられる。

次に、徴税コストの点でみていく。税の徴収方式によって徴税コストは変わる。税の徴収方式は大きく分けて二種類ある。税を負担すべき者が排出事業者である場合に、排出事業者自身を納税義務者とする「申告納付方式」と、税を負担すべき者が排出事業者だけでなく、中間処理業者など複数段階に及ぶ場合に、産廃処理の到着点である最終処分業者を税の一括納税義務者とする「特別徴収方式」に分けられる。後者において、実際に納付する最終処分業者は、自治体の指定を受けた特別徴収義務者と言われる。

タイプ 1・3 のような特別徴収方式の方が産廃の処理業者は、排出事業者に比べれば数が少ないため、多数の排出事業者がそれぞれ申告納付する場合と比べて、徴税コストが節約できるためコストを抑えることができ、効率的に回収できるといえる。またすべての排出事業者に対し、排出量に応じて産廃税を課すため、公平性の点でも優れている。

タイプ 2 のようなでは申告納付方式では、納税義務者は全ての産廃排出事業者であるが、産廃を排出する企業数は膨大なため、徴税コストが嵩む。そこで徴税コストを軽減するために、排出事業者に対して滋賀県では年間 500t、三重県では年間 1000t 未満の排出量なら税金を支払わなくてよい、一定の免税点を設けている。これにより徴税コストの問題は緩和されるが、税の公平性という観点からは問題が残る。

第 4 章 回帰分析

第 1 節 パネルデータの作成

以上のように、課税タイプによって排出抑制インセンティブの程度や対象が異なるなどの違いがあることが分かった。それを踏まえ、ここでは産廃税の最大の目的とも言える産廃排出量抑制の効果について、統計的手法を用いて分析を行った。

回帰分析とは、ある変数 Y について、その変動の原因となりうる変数 X との関係を調べるものであり、分析にあたっては統計ソフト R を用いた。被説明変数 Y を産廃排出量とし、説明変数 X については、先行研究笹尾に倣い、図 8 の 5 つの経済変数を用いて、重回帰分析を行った。これらの変数は、図 8 のように、産廃排出量の内訳から影響が大きいと想定される変数を選択したものである。図 8 は産廃排出量の種類別内訳を示している。排出量のうち約 45% は汚泥が占めており、動物の糞尿が 23%、がれき類が 15%、次いでばいじん、鉱さい、金属くず、木くずと続く。それらの右に示す経済変数が具体的に選択した変数である。

表 1 では、参考として具体的な全国数値を示している。全国的に見れば、下水道処理域

人口及び鉄鋼出荷額は増加傾向にある一方で元請け完成工事高は減少傾向にあることが分かった。また、牛家畜飼養頭数及びパルプ・紙・紙加工品出荷額については、10年間ほぼ横ばい状態が続いている。

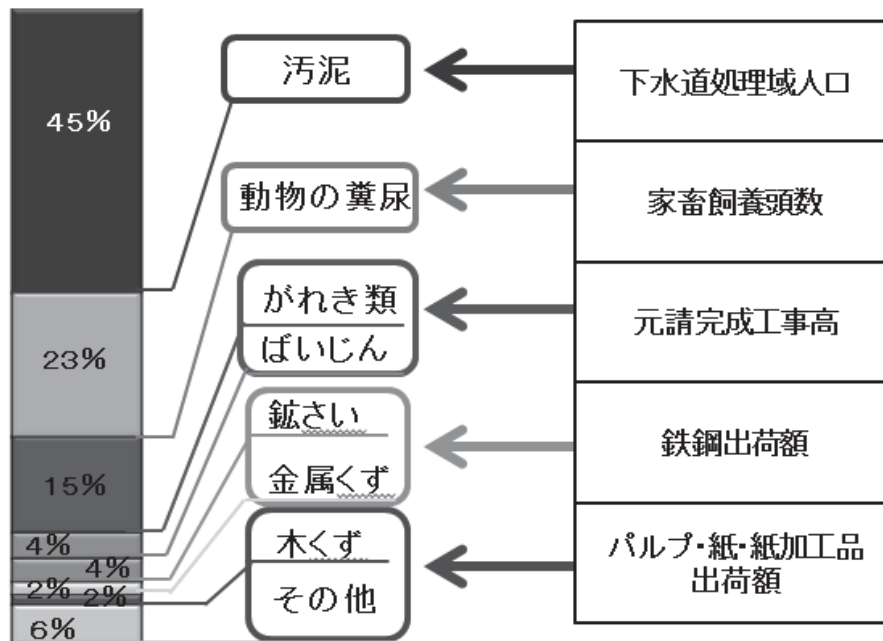


図8 種類別の産廃排出量グラフ

「産業廃棄物排出・処理状況調査」(平成21年度実績)中の業種別・種類別排出量推計値一覧表より作成

そして、産廃税は都道府県単位での導入となるため、47都道府県別の各変数のデータを抽出し、2000年から2009年度までの10年間の時系列データを組み合わせたパネルデータを作成した。これらの変数は、各変数の弾力性が明らかになるように、自然対数に変換したものをを用いた。さらに、このデータに産廃税実施の有無を表す税金ダミー変数、及び課税タイプ別の影響を見るためのタイプ別ダミー変数も含めた。ダミー変数は産廃税を実施している場合は1、実施していない場合は0とする。

表 1 全国データの推移

	産廃排出量 ¹ (千トン)	牛家畜 飼養頭数 ² (千頭)	下水道 処理域人口 ³ (人)	元請 完成工事高 ⁴ (百万円)	パルプ・紙・ 紙加工品出荷額 ⁴ (百万円)	鉄鋼出荷額 ⁴ (百万円)
2000年度	406,037,240	4,587,000	78,296,579	70,488,234	7,933,875	11,927,293
2001年度	400,243,105	4,531,000	80,313,957	66,598,482	7,582,775	11,201,829
2002年度	393,233,677	4,564,000	82,600,813	63,010,154	6,929,748	10,244,176
2003年度	411,622,595	4,524,000	84,591,719	57,459,741	6,882,602	11,141,481
2004年度	417,155,688	4,478,000	86,526,859	56,181,869	7,011,535	13,313,470
2005年度	421,676,806	4,402,000	88,049,132	53,367,656	6,904,945	15,956,725
2006年度	418,497,077	4,391,000	89,572,697	53,276,518	6,939,645	17,451,530
2007年度	419,425,427	4,398,000	91,106,450	52,176,289	7,119,178	19,806,380
2008年度	403,661,144	3,965,000	92,384,385	51,812,975	7,238,052	22,568,660
2009年度	389,746,022	4,423,000	93,641,643	45,476,655	6,552,206	14,594,530

出典は注記を参照

推定式

$$\ln(\text{GEN}) = a_{11} \square \ln(\text{COW}) + a_{12} \square \ln(\text{SEG}) + a_{13} \square \ln(\text{CON}) + a_{14} \square \ln(\text{PAP}) \\ + a_{15} \square \ln(\text{STL}) + a_{16} \square (\text{Type I D}) + a_{17} \square (\text{Type II D}) + a_{18} \square (\text{Type III D}) + \varepsilon$$

ここで、GEN は産廃の排出量を表す。また、Type I D は産廃税(タイプ 1) が実施されている年度を表しており、Type II D、Type III D についても同様である。これらのダミー変数は、産廃税導入自治体と未導入自治体を比較して、その導入前後で排出量に影響があったかどうかを検証するための変数である。a₁₁ から a₁₈ は推定値、ε は誤差項である。推定には計量経済分析ソフト R を用いた。

第 2 節 回帰分析の結果

以上のようにして得た結果が、下記の回帰式及び表 2 である。データの信頼性を示す t 値を含む詳細な結果は表 2 である。今回の研究では、係数のすべてがプラスとなった。こ

¹ 出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査」(平成 14~21 年度実績)

² 出典：農林水産省「畜産統計」(平成 14~21 年度実績) 乳用牛頭数及び牛用牛頭数の合算。2000 年の福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の数値は乳用牛のみ。

³ 出典：国土交通省「下水道処理人口普及率」(平成 14~21 年度実績) 及び総務省「住民基本台帳の県別人口」(平成 14~21 年度実績) より作成。下水道処理人口普及率(%)=処理区域内人口/総人口であり、都道府県別下水道処理人口普及率に住民基本台帳の人口を乗じたものを下水道処理域人口とした。

⁴ 出典：経済産業省「工業統計調査」(平成 14~21 年度実績) 内閣府 HP「2000 暦年連鎖価格 GDP 時系列表」より物価調整済みの値である。

のことは、説明変数である経済変数等の値が増加すると被説明変数の値も増加することを表している。ダミー変数もあまり有意な値ではないものの、いずれの課税タイプにおいても排出抑制効果はみられない。

分析結果

$$\begin{aligned} \ln(\text{GEN}) = & 0.197 \square \ln(\text{COW}) + 0.173 \square \ln(\text{SEG}) + 0.146 \square \ln(\text{CON}) \\ & + 0.089 \square \ln(\text{PAP}) + 0.087 \square \ln(\text{STL}) \\ & + 0.002 \square (\text{Ttype I D}) + 0.051 \square (\text{Ttype II D}) + 0.212 \square (\text{Ttype III D}) + 3.433 \end{aligned}$$

回帰分析で用いた変数

被説明変数	Y：産業廃棄物の排出量
説明変数	X1：牛家畜飼養頭数
	X2：下水道処理域人口
	X3：元請完成工事高*
	X4：パルプ・紙・紙加工品出荷額*
	X5：鉄鋼出荷額*
ダミー変数	D1：Type1 が実施されている年度
	D2：Type2 が実施されている年度
	D3：Type3 が実施されている年度

表 2 回帰分析 概要

回帰統計	
重決定係数(R ²)	0.8155
自由度修正済決定係数	0.8123
標準誤差	0.3383

	係数	標準誤差	t 値	P 値
切片	3.433018	0.321644	10.673	<2.00E-16 ***
X1	0.196922	0.013727	14.346	<2.00E-16 ***
X2	0.1732	0.030846	5.615	3.41E-08 ***
X3	0.416362	0.044239	9.412	<2.00E-16 ***
X4	0.089212	0.01896	4.705	3.36E-06 ***
X5	0.087266	0.012695	6.874	2.04E-11 ***
D1	0.002225	0.042994	0.052	0.9587
D2	0.051095	0.089922	0.568	0.5702
D3	0.212408	0.070136	3.029	0.0026 **

表中の***, **, * はそれぞれ 1%, 5%, 10% 水準で有意であることを示す

第5章 課税回避

以上のように、産廃税は独自課税であるため導入をしていない地域もあり、課税方式も異なる地域があることが分かった。このために考えられる大きな問題点として課税回避と税の転嫁が適切に行われていないことがある。このような問題が起こると、産廃税の本来の目的が果たせない。そこで、それが実際発生しているのか検証を行う。

産廃税は、地域内で産廃を処理する際に課税されたため、課税対象者が課税から逃れるために、産廃税未導入の自治体へと搬出する可能性が考えられる。このような課税回避行動が行われると、産廃税の本来の目的が果たせなくなる。そこで、実際に産廃税導入によって課税回避行動が生じているのか検証を行う。

図9、10のグラフは、導入県の広域移動量のうち、未導入県に対する搬出量の推移を棒グラフで表しており、グラフ内の破線は導入年度を示している。ただし、搬出量は通常、排出量に比例して増減するため、それを県内の中間処理量又は最終処分量で割った割合を未導入県への搬出割合として折れ線グラフで示した。

図9⁵の未導入県への搬出量推移（中間処理目的）では、産廃税導入後、三重県・岡山県は搬出量、搬出割合ともに多少の増減はあるものの全体として増加傾向であった。

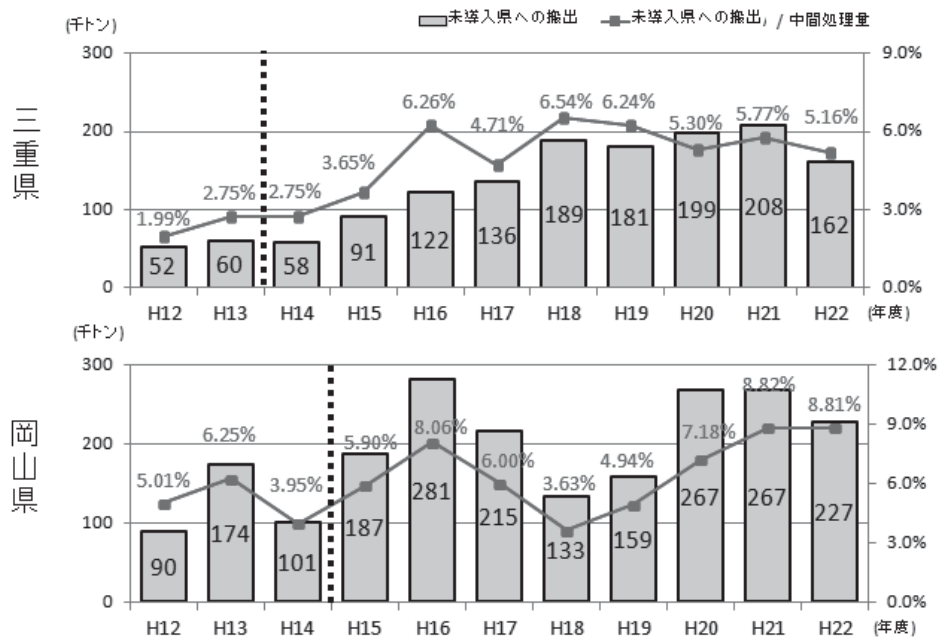


図9 未導入県への搬出量割合(中間処理目的)

環境省各年度版「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」

より作成

⁵ 二県抽出しているが、導入県すべての検証を行った。付属資料に掲載。

図 10⁶の未導入県への搬出推移（最終処分目的）⁷についても、導入後、グラフ全体を見ると増加傾向にあり、特に三重県に関しては導入年の翌年に一時的な増加が見られた。よって、産廃税の課税回避行動の可能性があることが考えられる。

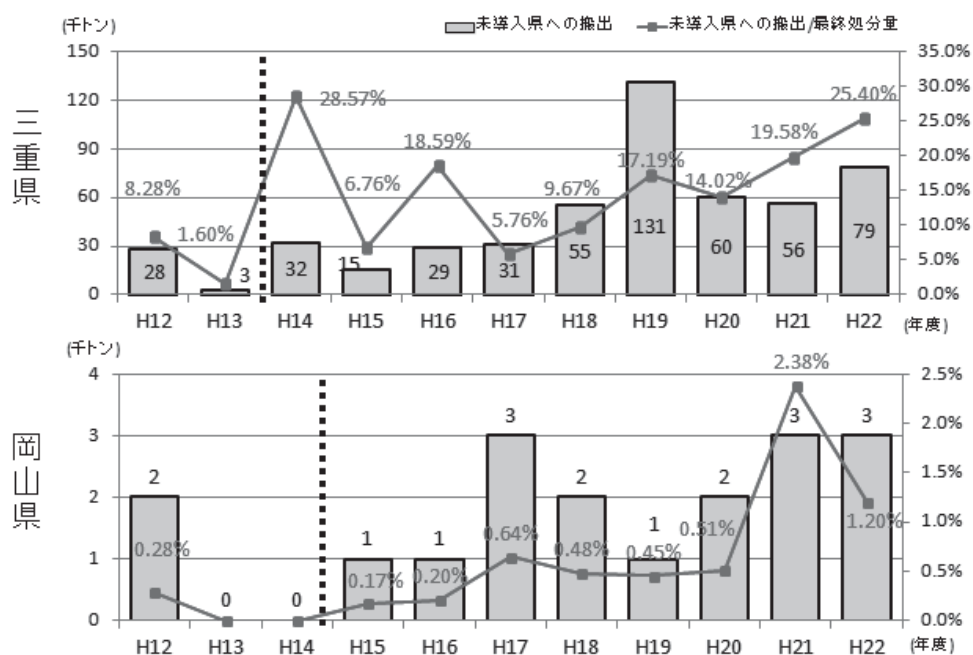


図 10 未導入県への搬出量割合(最終処分目的)

環境省各年度版「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」より作成

第6章 税の転嫁

産廃税は、産廃の排出業者や処理業者に経済負担をかけることによって産廃の排出抑制や再生利用促進のインセンティブを与える効果を目的としている。課税タイプ1の場合、中間処理業者に課税することにより、産廃の再生利用を促進させる目的と税負担を排出業者に転嫁することにより排出抑制を促進する意図がある。しかし、税が適切に転嫁できていないならば、排出抑制インセンティブは与えることができない。そこで、中間処理業者から排出事業者へ税の転嫁が適切に行われているか検証する。

⁶ 二県抽出しているが、導入県すべての検証を行った。付属資料に掲載。

⁷ 環境省のデータは千の位までの概数で公表されるため、年間500トン未満は0としてカウントされる。よって、ここでの0は、排出量が0~499トンまでの間であることを表している。

税の転嫁については、アンケートを行っている自治体が少なく、国経済産業局が平成 17 年に行った「地方自治体による産業廃棄物に係る税の導入にともなう産業界への影響等調査」から考察した。税の転嫁が的確に行われているかという質問に対して、税金を負担すべき排出事業者は、約 5 割が的確であると回答している。一方で、4 割が的確ではない、分からないと回答している。中間処理業者においては、的確であるという回答が約 3 割、的確ではない、分からないという回答が 4 割以上となった。

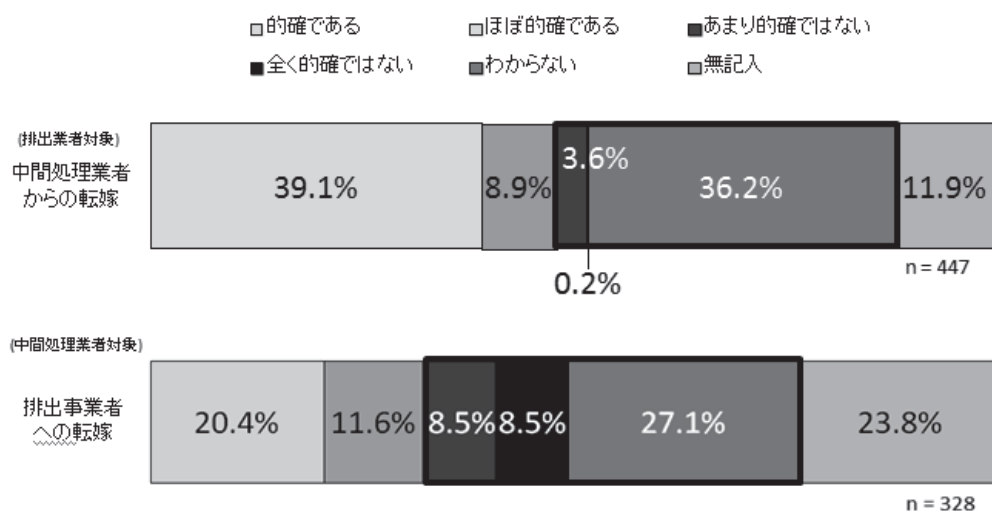


図 11 税の転嫁についてのアンケート結果

国経済産業局「地方自治体による産業廃棄物に係る税の導入にともなう産業界への影響等調査」
(平成 17 年)より作成

このように、税金を支払う排出事業者とそれを請求する中間処理業者の間には意識のずれがあることがわかった。中間処理業者は、最終処分業者と違い、その数が多く、税額を含めた価格競争があると考えられるため、中間処理業者に負担が偏り、税の転嫁が適切に働いていない可能性があると言える。

第 7 章 政策提言

これまでの結果から、次の 2 つを新たな産廃税体系として挙げる。第 1 に、「全国導入を前提とした課税タイプの統一」、第 2 に「処理負荷に応じた税率の設定」である。

第1節 全国導入を前提とした課税タイプの統一

導入県・未導入県が混在するために起こりうる課税回避行動を防止し、適切な税の徴収を行うために私たちはまず全国導入を提言する。そのうえで、自治体ごとに異なっている課税のタイプを統一する。新しい課税のタイプとして私たちが考えるのは、ハイブリッド型をベースとし、さらに課税対象を、焼却施設を含む中間処理業者すべてに拡大する、というものである。このことによって、焼却処理される産廃だけでなく、排出される全ての産廃に対しての排出抑制効果をねらう。また、各都道府県で採用されている足切りや免税制度が撤廃され、公平性が保てるようになるだろう。このように、全国導入により産廃税を法定税として明文化することで、課税回避の防止や適切な税負担を実現できると考える。

第2節 処理負担に応じた税率の設定

さらに詳しく、税率についてみていく。現在のハイブリッド型は、焼却処理を経た後の産廃に処理残渣率の0.2をかけて、その分の税額を中間処理業者に転嫁していることは第0章で説明した。そこで、私たちは、品目別の処理残渣によって決定し、排出事業者及び中間処理業者双方の負担すべき税額を明確にすることを目指す。図〇にあるように産廃はその種類ごとによって残渣率が異なる。また、排出事業者は排出した産廃の種類や量を産廃マニフェストによって提出しなければならないという義務も伴っている。これを条例により明文化することで、中間処理業者も排出事業者に対して、現在の処理料金に上乗せという形ではなく、税金として徴収できるようになると思われる。

表3) 産廃の品目と残渣率

産廃の品目	残渣率
ゴムくず	0.44
燃え殻	0.25
廃プラスチック類	0.20
鉋さい	0.08
廃油	0.05
木くず	0.05
汚泥	0.04
がれき類	0.04
動物のふん尿	0.00
⋮	⋮

産業廃棄物排出・処理状況調査報告書(平成21年度)より作成

第8章 終わりに

本稿では、近年の消費者のエコ志向の高まりに伴う環境と税との関係に注目し、産廃税を取り上げてきた。

第1章ではなぜ私たちが産廃税に着目したのかを述べた。経済状況の悪化などにより産

産廃の排出量は減少傾向に転じているものの、産廃は一般廃棄物の排出量の約 8 倍にもものぼるほど、ごみの大半を占めていること。そのことからずさんな処理や不法投棄は環境のみならず経済活動にも影響を及ぼすこと。この 2 点である。

第 2 章では、産廃税の概要を述べ、搬入超過地域と産廃税実施地域との関係をみた。主に、北海道、東北、九州では搬入超過、関東では搬出超過であることや、搬入超過地域での導入が多い傾向にあることが判明した。

第 3 章では、産廃税の課税タイプについて説明した。タイプ 1 は最も多くの自治体が採用している埋立着目型搬入課税、タイプ 2 は排出着目型搬入課税、タイプ 3 はハイブリッドの焼却・埋立着目型搬入課税という 3 つのタイプが存在し、公平性や排出抑制のインセンティブ効果に関しては一長一短であることが分かった。

第 4 章では、実際の産廃排出への影響を明らかにするために重回帰分析を行った。分析にあたり、被説明変数は産廃の排出量とし、説明変数には下水道処理人口、家畜飼養頭数、元請完成工事高、鉄鋼出荷額、パルプ・紙・紙加工品出荷額のデータを用い、産廃税はダミー変数とした。その結果、現行の産廃税は、排出の抑制にあまり効果的ではないことが分かった。

第 5 章では、産廃が広域移動するという点から、導入県から未導入県への課税回避がおこっているのかを検証した。その結果、産廃税の導入により導入年以降、未導入への搬出が中間処理目的、最終処理目的ともに増加傾向であることが判明した。また、税の転嫁については、税金を支払う排出事業者とそれを請求する中間処理業者の間には意識のずれがあることがわかった。

最後に第 6 章では、これまでの分析の結果を受け、産廃の排出抑制効果をより働かせるための政策として「全国導入を前提とした課税タイプの統一」「処理負担に応じた税率の設定」、この 2 つをあげた。

しかしながら、本稿にはまだ不備な点も存在する。第 5 章の税の転嫁に関する意識調査の問題では、中国経済産業局のデータのみを扱っており、全国の中間処理業者や最終処分業者への意識調査を十分に分析することができなかった。独自に行ったアンケート調査に関しても、対象を全国は自治体にとどまっている。事業者の数が莫大に存在するなどの理由から、本稿では分析に至らなかったが、この先データの整備が進み多くの研究がおこなわれることを期待する。また、本稿の分析結果により導き出された政策が実施されると、産廃の排出抑制効果にどのような影響を与えるのかという研究はできなかった。この政策の分析は今後の課題となってくるだろう。

最後に本研究が産廃排出の抑制の一助になり、循環型社会の実現に向かうことを願い本稿を締めくくる。

【主要参考文献】

- 井澤信行 「地方税最前線 環境こだわり県における産業廃棄物税の創設について」
2003 『地方税』54巻10号 P.93～100
- 金子林太郎 「地方環境税としての産業廃棄物税について」
2004 『経済論究』119号 P.1～15
2009 『産業廃棄物税の制度設計－循環型社会の形成促進と地域環境の保全にむけて－』
白桃書房
- 環境省 資料「産業廃棄物行政に関する懇談会」報告書
2003 『月刊廃棄物』29巻1号 P.104～111
- 笹尾俊明 「産業廃棄物税の排出抑制効果に関するパネルデータ分析」
2011 『廃棄物資源循環学会論文誌』22号33巻 P.157～166
『廃棄物処理の経済分析』勁草書房
- 西村栄造 「地方税最前線 九州産業廃棄物税の共同導入に対する取り組み－広域的政策連携に向けて－」
2004 『税』59巻11号 P.66～85
- 環境省 「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量
実態調査報告書H12～H21年度実績（2012年7月閲覧）」
http://www.env.go.jp/recycle/report/h23-11/h22/02_mats/00_full.pdf
- 環境省 「産業廃棄物排出・処理状況調査 H12～H21年度実績(2012年7月閲覧)」
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>
- 国土交通省 「下水道処理人口普及率 H12～H21年度(2012年7月閲覧)」
<http://www.mlit.go.jp/common/000122300.pdf>
- 国土交通省 「建設工事施工統計調査報告 H12～H21年度(2012年7月閲覧)」
<http://www.mlit.go.jp/common/000139400.pdf>
- 総務省 「住民基本台帳、県別人口(2012年7月閲覧)」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000076357.pdf
- 経済産業省 「工業統計調査 H12～H21年(2012年7月閲覧)」
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>
- 内閣府 「2000 暦年連鎖価格 GDP 時系列表 H12～22年(2012年7月閲覧)」
<http://www.cao.go.jp/>
- 農林水産省 「畜産統計 H12～H21年度実績(2012年7月閲覧)」
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>
- 平成 15～21 年度産業廃棄物税充当事業(2012年11月閲覧)

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/files/h21jyuuotujigyou.pdf>

産廃税条例の実施実態の把握と効果の検証(2012年11月閲覧)

<http://kanayaken.web.fc2.com/2010PDF/suzuka/2010suzuka1-3.pdf>

平成23年6月宮崎県定例県議会(2012年11月閲覧)

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gikai/record/regular/pdf/h23/kankyo_h230622.pdf

宮崎県HP「産業廃棄物税について(2012年11月閲覧)」

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/zeimu/sanpaizei_dounyu/

三重県HP「常任委員会資料(総務部)(2012年11月閲覧)」

[http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/iinkai/siryou/2011/seisou/1007/1](http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/iinkai/siryou/2011/seisou/1007/111007j2.pdf)

[111007j2.pdf](http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/iinkai/siryou/2011/seisou/1007/111007j2.pdf)